平成２４年（フ）第１４７号
群馬県高崎市下豊岡町301番地
債務者　萬治　　實
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０２号
千葉県銚子市上野町209番地　鈴木ハウスセンターＢ－３号
債務者　高島美恵子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２１号
相模原市中央区淵野辺１丁目11番２号
債務者　亀田　一美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２３号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目１番13号
淵野辺本町住宅308号
債務者　高橋　麗子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２４号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目３番17号
債務者　田中　良太
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２８号
相模原市南区御園５丁目７番21号
債務者　櫻井　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６号
新潟県加茂市高須町２丁目５番18号
債務者　辻　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２７号
新潟県加茂市高須町２丁目５番18号
債務者　辻　美智子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１９１号
静岡県駿東郡清水町玉川204番地
債務者　石和美保子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
静岡県伊東市桜ガ丘２丁目２番31号　ヴィラチェリーヒル303号
債務者　塩屋　隆之
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
静岡県富士宮市小泉1426番地の８　ソレーユミツムロ201号室、前住所富士宮市小泉1393番地の４メゾンミツムロＡ棟202号室
債務者　望月　貴光
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５３０号
大阪府松原市高見の里２丁目18番地、前住所大阪府松原市高見の里２丁目30番地の９
債務者　坂本　勝則
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
大阪府松原市一津屋３丁目４番13―201号、前住所大阪府松原市一津屋５丁目５番５号
債務者　宮本　秀秋
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁230番地ユニティ陵南２Ｆ201、前住所堺市中区土塔町2040番地１
債務者　仲　みつる
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６３号
堺市中区深井水池町3143番地　302号
債務者　松﨑　浩治
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
堺市南区原山台５丁１番１―307号
債務者　宮吉　正宗
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
岩手県一関市萩荘字下モ下釜31番地１　１号室、前住所宮城県気仙沼市波路上瀬向75番地42
債務者　熊谷　　健
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部